平成２６年（フ）第３８４号
奈良市富雄元町２丁目６番48―613号
債務者　児玉みどり
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３８５号
奈良市北永井町502番地の15
債務者　田中重機こと　田中與司雄
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３８９号
奈良県天理市田井庄町289番地１　ＤＭカルチャー201
債務者　小倉　勝行
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１３５号
鳥取県鳥取市大工町頭32番地１、旧住所島根県大田市温泉津町湯里2522番地
債務者　田中　文江（旧姓臼井）
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１号
鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目24番17号　ライフサポートゆづき106号、旧住所鳥取県鳥取市江津607番地　松本アパートＡ―１号
債務者　小椋幸太郎
法定代理人成年後見人　小坂　　壽
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９３１号
広島市西区古江新町５番24―301号
債務者　沖田　行光
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７２号
広島県安芸郡府中町石井城１丁目10番27号セフィラ21―106号
債務者　福田　殉也
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８５号
広島市南区宇品御幸１丁目12番50―406号
債務者　中崎　一雄（旧姓兼本）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
広島市南区東雲本町２丁目１番８―308号
債務者　三王　　宏
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１号
愛媛県西条市小松町新屋敷甲97番地２　ハッピータウン小松201号
債務者　黒河　秀美
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１８１号
福岡県久留米市国分町1024番地７　田中アパート202号、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2487番地１　エスポワールＫ―205
債務者　石橋誠一郎
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１８９号
住民票上の住所福岡県久留米市六ツ門町２番地46　オーシャン六ツ門202号
債務者　平岡　　恵（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３１２号
宮崎市清武町西新町５番地３　市営住宅桑畑団地304号
債務者　山口　桐子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２号
沖縄県八重山郡竹富町字上原539番地の１カンピラアパート101号、申立時の住所宮崎市佐土原町下田島4727番地２
債務者　新井千穂子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２号
宮崎県都城市妻ケ丘町18街区４号
債務者　上迫　良美
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１号
宮崎県日向市大王町４丁目95番地　市営大王谷住宅５棟12号
債務者　津野　雄一
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部